

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、特定非営利活動法人れいんぼーみさき地域活動支援センターれいんぼーみさきから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第３号の規定により公表する。

令和７年９月３日

富山市長 藤 井 裕 久

- 1 契約の件名
点字の打刻作業
- 2 随意契約を締結した課室の名称
福祉保健部障害福祉課
- 3 契約の相手方を決定した日
令和７年９月３日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市針原中町９０５番地
特定非営利活動法人れいんぼーみさき
地域活動支援センターれいんぼーみさき
- 5 契約金額
５，９４０円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するため。